平成２７年（フ）第２６号
大分県速見郡日出町3467番地１
債務者　塚崎　良治
１　決定年月日時　平成27年11月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月13日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
大分県国東市国東町重藤189番地１市営重藤団地３棟２号
債務者　中谷香代子（旧姓藤原）
１　決定年月日時　平成27年11月10日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月13日午後２時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第１８８１号
神奈川県茅ヶ崎市柳島1840番地　浜前ハイツ203
債務者　向井　弘
１　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９４７号
横浜市南区南太田３丁目23番13号　メゾン南太田201
債務者　大久保光恵（旧姓塩原）
１　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３０号
静岡県浜松市中区浅田町124番地　アニバーサリ浅田Ｃ－８号室
債務者　髙林　武士（旧姓小島）
１　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４６９号
静岡県浜松市南区遠州浜１丁目１番１－401号　光３－401号室
債務者　小西　美紀
１　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目10番11－607号　浩陽野嵩アパート
債務者　譜久嶺司子
１　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第４０６号
栃木県宇都宮市中河原町３番24号　チサンマンション今小路1002、前住所北海道旭川市５条通14丁目1366番地の１　大成５－14ビル301号室
債務者　斉藤　健
１　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０９号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目28番地２　西茂呂市営住宅18号棟１号室
債務者　高橋　泰子
１　決定年月日時　平成27年11月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１号
熊本県阿蘇市内牧2122番地27
債務者　日田ヒサ子
１　決定年月日時　平成27年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月19日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第８８９号
東京都八王子市横川町40番地40
債務者　直井　美穂
１　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月21日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３９５号
栃木県宇都宮市富士見ヶ丘３－６－２　ヴィラ安耶101号室、住民票上の住所栃木県芳賀郡市貝町大字文谷1226番地１　小貝南団地８－Ａ
債務者　佐藤　智紀
１　決定年月日時　平成27年11月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０２号
栃木県鹿沼市千手町2562番地２　小山ハイツＡ－101、住民票上の住所栃木県日光市森友1504番地63
債務者　西村　集
１　決定年月日時　平成27年11月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２５号
栃木県河内郡上三川町大字上蒲生903番地
債務者　髙橋　渡
１　決定年月日時　平成27年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９５７４号
東京都世田谷区代沢２丁目48－11－207
債務者　伊藤　朗
１　決定年月日時　平成27年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部